

河川法・砂利採取法に基づく許認可に係る標準処理期間は、下表のとおりです。

処分法	区分	標準処理期間	窓口
河川法	① 国土交通大臣の権限に係る水利使用に関する処分 【国土交通大臣の権限に係る水利使用】 一級河川における以下の水利使用 ・発電用水（県知事処分のかんがい用水等に従属する発電水利は除く） ・上水道用水（2, 500 m ³ /日以上または給水人口1万人以上） ・鉱工業用水道用水（2, 500 m ³ /日以上） ・かんがい用水（1 m ³ /秒以上またはかんがい面積300 ha以上）	10ヶ月	信濃川河川事務所 占用調整課
	② 地方整備局長の権限に係る水利使用に関する処分 【地方整備局長の権限に係る水利使用】 一級河川における以下の水利使用 ・上水道用水（1, 200 m ³ /日以上または給水人口5千人以上） ・かんがい用水（0.3 m ³ /秒以上またはかんがい面積100 ha以上） ・その他（1, 200 m ³ /日以上で水道またはかんがい以外）	5ヶ月	
	③ 砂利採取法の処分が伴う第25条の許可	60日	
砂利採取法	④ 地方整備局長の権限に係る上記以外の処分	3ヶ月	十日町・堀之内の各出張所事務係
	⑤ ④の処分で国土交通大臣の承認が必要なもの ・橋その他の工作物で治水上利水上影響が著しいものの第26条第1項の許可 ・河川区域内の土地の形状に著しい影響を及ぼす恐れのある第27条第1項の許可	4ヶ月	
	① 第16条（砂利採取計画の認可）の処分	60日	
② 第20条第1項（砂利採取計画の変更の認可）の処分			

注) 1 標準処理期間とは、申請者が受付窓口に着した日から、処分の日までの期間をいい、通常要すべき標準的な処理期間の目安を定めたものである。
2 申請者が、申請書類の不備等を補正するために要した期間、または申請内容を変更するために要した期間は、標準処理期間に含まない。

河川法・砂利採取法の審査基準の明示および閲覧は、各窓口で行っています。

信濃川河川事務所長